

採用活動におけるセクシュアルハラスメント防止ガイドライン

株式会社 伊豆急ケーブルネットワーク

制定日：2026 年 10 月 1 日

目的

本ガイドラインは、採用活動に関わる従業員が、求職者等の人格・尊厳を尊重し、セクシュアルハラスメントを防止するとともに、公正・公平な採用活動を行うための基本的なルールを定めるものです。

1. 基本方針

- 求職者等に対するセクシュアルハラスメントを行いません。
- 採用活動において、求職者等の人格・尊厳を尊重し、公正・公平に対応します。
- 求職者等に対してセクシュアルハラスメントを行った従業員については、就業規則等に基づき厳正に対処します。
- 採用活動に関する相談・申告を行ったことを理由として、求職者等に不利益な取扱いをしません。
- 従業員が、事実関係の確認その他調査に協力したことを理由として、当該従業員に不利益な取扱いを行いません。
- 相談・調査を通じて知り得た相談者・関係者の情報は、必要な範囲を超えて共有せず、プライバシー保護に十分配慮して取り扱います。

2. 求職者等の定義

本方針における「求職者等」とは、当社が直接雇用する労働者ではないものの、当社の採用活動・就労等に関わる下記の者を指します。

1. 新卒採用に係る就職活動を行う者
2. 職場実習・職場体験等を行う実習生（障がい者採用における実習を含む）
3. 内定者（当社への入社を予定している者）
4. キャリア採用における求職者
5. 雇用形態変更の選考の受験者
6. パートナー社員採用の求職者

7. 当社に派遣予定の者

※ 派遣社員は労働者派遣法上、派遣元事業主が雇用する労働者であり、当社が直接の雇用主ではないが、就業の実態に鑑み、本方針における保護の対象とします。

3. 採用活動における行動ルール

① 面談・面接の実施体制

面接は原則として複数名で実施します。人事担当者による事前説明、会場案内等の対応、または求職者本人の希望による場合を除き、採用活動において不必要な1対1の状況を作らないよう配慮します。

② 面談・面接の場所

面談・面接は、会社の会議室、外部の貸会議室、オンライン等、会社が指定する適切な場所・方法で実施します。

③ 面談・面接の時間

採用活動上必要な時間・日時を設定し、求職者等が不安や負担を感じるような不適切な時間帯・状況での実施を避けます。

④ 求職者等との連絡手段

求職者等との連絡は、原則として会社が指定するメール、採用サービス等の業務上適切な手段を使用します。社員個人のSNS・個人アカウント等を利用した私的な連絡は行いません。

⑤ SNS・個人連絡先

採用活動上必要のない個人のSNSアカウントや私的な連絡先の提供、開示の要求および交換などの行為を行いません。

⑥ 質問・会話

採用選考に必要な範囲を超えて、恋愛・性的関係、性的指向、容姿等に関する不適切な質問・発言を行いません。相手が自発的に話した内容についても、必要以上に踏み込みません。

⑦ 身体的接触等

求職者等への不必要な身体的接触、性的な言動、性的な画像・動画等の閲覧・送付その他、不快感を与えるおそれのある行為を行いません。

⑧ 採用結果を利用した言動

採用・選考上の立場を利用して、交際、連絡、面会等を求めたり、採用結果との関係を示唆して求職者等に不適切な要求をしたりしません。

⑨ 飲酒を伴う活動

採用活動において、飲酒を伴う面会・懇親等は実施しません。

⑩ 懇親会等

当社が公式に実施する懇親会等においても、求職者等の人格・尊厳を尊重し、不適切な言動が生じないように配慮します。

⑪ OB・OG 訪問

OB・OG 訪問等により求職者等と接する場合は、採用活動の一環であることを踏まえ、会社の会議室、外部の貸会議室、オンライン等、会社が指定する適切な場所・時間・方法で対応します。社員個人の SNS 等を利用した私的な連絡や、不適切な言動を行わないものとします。また、必要に応じて人事担当者と情報を共有します。

⑫ 内々定後・内定後の連絡

内々定者・内定者との連絡については、会社が指定する手段を利用し、社員個人の SNS 等を利用した私的な連絡を行いません。LINE 等のコミュニケーションツールを利用する場合は、会社が指定する公式アカウント等を使用し、従業員個人のアカウントを利用した私的な連絡は行わないものとします。

4. 相談・申告を受けた場合

- ・ 相談者のプライバシーに配慮し、相談内容を必要な範囲の関係者以外に共有しません。
- ・ 事実関係を迅速かつ正確に確認します。
- ・ 必要に応じて、相談者への配慮、行為者への措置、再発防止等の対応を行います。
- ・ 相談・申告または調査への協力を理由として、求職者等および従業員に不利益な取扱いを行いません。

5. 相談窓口

本ガイドラインに関する求職者等からの相談は、以下の窓口にて受け付けます。

窓口名称:求職者セクシュアルハラスメント相談窓口

対象者:求職者等

相談方法:メール・電話・手紙

専用メールアドレス (※) : recruit-compliance@itscom.jp

専用電話番号 (※) :080(9049)6699

郵便 (※) :〒213-0011 神奈川県川崎市高津区久本3-5-7 新溝ノロビル

イツ・コミュニケーションズ株式会社

求職者セクシュアルハラスメント相談窓口宛

受付時間: 平日 9:30~12:30/13:30~17:00 (土・日・祝祭日・年末年始などを除く)

※注「イツ・コミュニケーションズ株式会社」は当社の親会社となります。

どうぞご安心してご利用ください。

6. 教育・周知

従業員に対し、本ガイドラインおよび求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止について必要な周知・教育を行います。

7. 措置・処分

従業員がセクシュアルハラスメントを行った場合、就業規則第 90 条に基づき厳正に処分することがあります。